「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」改正に向けた提言書

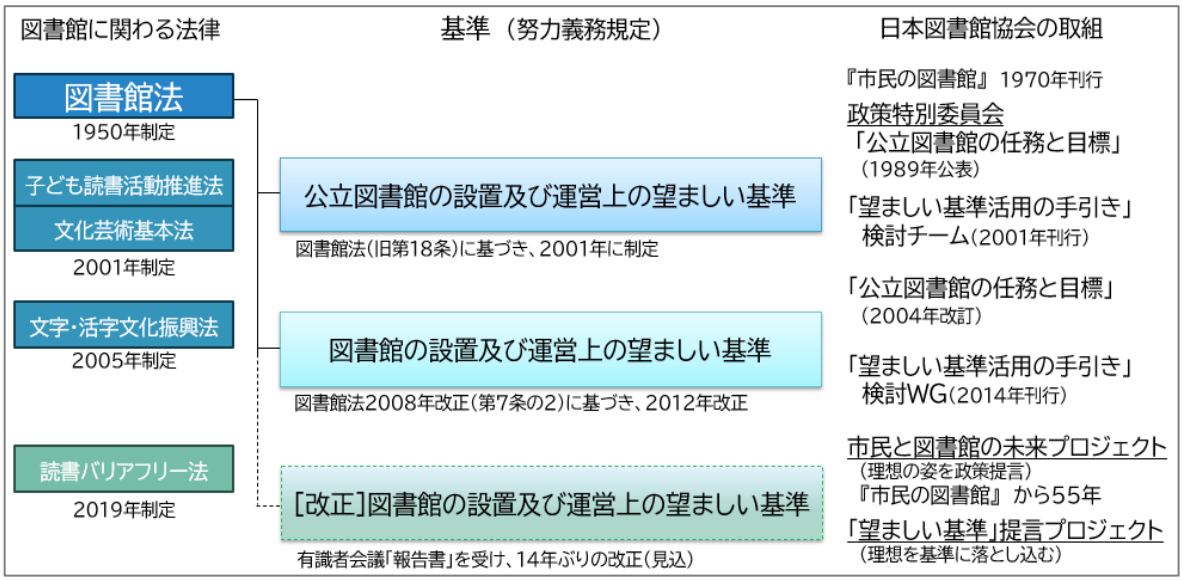
目 的

令和 8 年 3 月、「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」から『図書館が拓く未来の学びと地域社会（報告書）』[1]（以下、「報告書」という。）が公表されました。「報告書」には「国において今後求められる対応」として、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号）」（以下、「望ましい基準」という。）等を改定するとともに、法令の改正について検討する必要があることが示されました。

本「提言書」は、「報告書」の趣旨に沿って、日本図書館協会（以下、「本協会」という。）から「望ましい基準」の改正案を提言するものです。

背 景

本協会は、1892（明治 25）年に前身の「日本文庫協会」が結成され、1908（明治 41）年、「日本図書館協会」に改称されました。以来、130 年以上にわたり、日本の図書館を代表する総合的な全国組織として、図書館の成長・発展に寄与する活動を展開し、「望ましい基準」に関連した取組も重ねてきました（図参照）。



本「提言書」は、本協会公共図書館部会からメンバーを公募して集まった「望ましい基準」提言プロジェクト[2]が中心となり、原案を作成しました。

[1] 『図書館が拓く未来の学びと地域社会（報告書）』（令和 8 年 3 月）からの抜粋
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01613.html
3. 図書館・学校図書館に係る制度・基準の見直し
(1) 国において今後求められる対応
図書館・学校図書館が、前述の機能や役割を適切に果たせるよう、国においては「望ましい基準」、「学校図書館ガイドライン」及び「学校図書館図書標準」を改定するとともに、両図書館に関する法令の改正について検討する必要がある。

[2] 「望ましい基準」改定に向けたワークショップ開催メンバー公募について
https://www.jla.or.jp/subcommittees/koukyou/nozomashiikijun_ws/

作成に当たっては、以下の情報資源、関係者の意見を参照しました。

- 「報告書」に示された ①デジタル化への対応強化、②読書バリアフリー対応の充実、③関係機関等との連携・協働の促進、④人材の配置・育成の充実、⑤その他、固有の課題への対応に関する記述を重点的に検討しました。ただし、「報告書」に記載されている内容でも、「望ましい基準」そのものではなく、基準の活用の手引きのような形で具体的に示すべき事項については、盛り込んでいません。
- 図書館法、社会教育法の他、子ども読書活動推進法、文化芸術基本法、文字・活字文化振興法、読書バリアフリー法、著作権法等、図書館に深くかかわる法律、及び「IFLA-UNESCO 公共図書館宣言」等の趣旨に基づき、「望ましい基準」に必要と考えられる事項を盛り込みました。
- 市民を含めた多様な背景を持つ参加者による 2 回のワークショップ[3]、当協会の部会及び委員会等の専門的知見による意見を参照しました。

凡例

1. 原則として現行の「望ましい基準」の構成を踏襲する。ただし、「3　図書館サービス（四）利用者に対応したサービス」に関しては、より包括的な観点で望ましい基準を示すため、構成を変更した。

2. 全ての項目について【現行】、【改正案】、【改正の趣旨】を記載し、追記・修正箇所を赤字で示す。なお、修正がない項目には「改正なし」と記載する。

3. 文末表現は、求められる内容の強度に応じて、原則として下記のいずれかを採用し、基本の強度を「中」に置いたうえで、必要に応じて強弱を使い分ける。
 a. 【表現強度：強】「しなければならない」、「努めなければならない」
 b. 【表現強度：中】「ものとする」、「こととする」、「努めるものとする」
 c. 【表現強度：弱】「望ましい」

 その他、「目的とする」、「準用する」、事例の列記における「こと、体言止め」等は、内容や構成に則して表現する。

4. 用語及び本文の表現は、「望ましい基準」が文部科学大臣告示であることを踏まえ、一般化が進んでいないカタカナ語や新語の使用は避ける。

5. 具体名の列記は記載のない事項の排除につながるおそれがあることから、必要最小限に止めた。
 また、特定の固有名詞は使用しないことを留意した。

6. 上記4、5にかかる具体的な内容は、「望ましい基準」の改正後に、本協会による『改正・望ましい基準の手引き（仮称）』（以下、「手引き（仮称）」）や『公共図書館の任務と目標』[4]といった、別資料で示すことを想定している。

[3] 「望ましい基準」改定への提言にむけたワークショップ
https://www.jla.or.jp/subcommittees/koukyou/nozomashiikijun_ws/

[4] 『公共図書館の任務と目標』
https://www.jla.or.jp/library_resources-_and_guidelines/missions_and_goals/

第一　総則

一　趣旨

【現行】

1　この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
2　図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

【改正案】

1　この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全で持続的な発展及び図書館サービスの充実に資することを目的とする。
2　図書館の設置者及び図書館は、図書館がすべての人の知る権利を保障し、知識、思想、文化及び情報への自由かつ平等なアクセスを確保する機関であることを踏まえ、この基準に基づき、法第三条に掲げる事項その他の図書館サービスを実施し、もって国民の教育及び文化の発展並びに地域の活力向上に資するよう、地域社会における知識基盤として、その設置の目的及び使命を果たすよう努めなければならない。
3　図書館の設置者及び図書館は、急速に変化する社会の情報環境に的確に対応し、図書館の事業及びサービスをさらに発展させるため、地域の実情に即しつつ、必要に応じて新たな情報技術の継続的な導入に努めるものとする。

【改正の趣旨】

- 第 1 項について、持続可能性を担保するため、「健全で持続的な発展」とした。また、「図書館サービスの充実」を追加し、施設や制度だけでなくサービス向上を目的として明示した。

- 第 2 項は、有識者会議の「報告書」において、「地域の活力向上と持続可能な地方創生に寄与することが期待される」と明記されたことを受けて追記した。「図書館法」、「社会教育法」及び「IFLA-UNESCO 公共図書館宣言 2022」の理念に照らし、図書館は個人の学習や自立を支援することに加えて、その学びを地域社会の発展や市民参加につなげる公共的な知識基盤としての役割を担っている。このことから、「地域の活力向上」は、現代社会において期待される図書館の社会的使命を適切に示すものだと考えられる。

- 第 3 項は、有識者会議の「報告書」で求められた①デジタル化への対応強化による図書館の継続的な発展のため、「IFLA-UNESCO 公共図書館宣言 2022」を参考に、新しい情報技術を積極的に導入する姿勢を盛り込んだ。

- 第一　総則

二　設置の基本

【現行】

1　市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
2　都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
3　公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

【改正案】

1　改正なし
2　都道府県は、都道府県立図書館の機能の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、図書館サービスに係る市町村や関係機関との共通的な基盤の整備及び充実に努めるものとする。また、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な支援・協力等を行うものとする。
3　改正なし

【改正の趣旨】

- 第 2 項について、「指導・助言」を「支援・協力」へ改め、地方分権改革後の対等・協力の考え方を反映した。
 都道府県立図書館から市町村立図書館への一方的かつ上からの指導・助言ではなく、双方が学びあい、支え合う「協働」や「双方向性」を重視した仕組みが重要と考えられるため。

- 「市町村や関連機関との協働」を整理し、「図書館サービスに係る市町村や関係機関との共通的な基盤の整備及び充実」という都道府県の役割として位置付けた。

第一　総則

三　運営の基本

【現行】

1　図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。

2　市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

3　都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

4　私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

5　図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

【改正案】

1　図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的及び使命を適切に達成するため、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。また、図書館サービスを担う専門的職員としての司書及び司書補の確保並びに適切な処遇、資質及び能力の向上に十分留意するとともに、その専門性を発揮することができるよう、計画的な人材の確保及び育成、適切な配置その他必要な環境の整備に努めるものとする。

2　市町村立図書館は、知識基盤社会における知識及び情報の重要性を踏まえ、図書館情報資源（電磁的記録を含む。以下同じ。）の提供その他利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施並びに読書活動の振興を担う機関として、地域の実情に即した持続的な運営に必要な施策の実施に努めるものとする。また、地域の情報拠点・記憶装置として将来にわたる継承及び発展に努めるとともに、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に応え、行政機関、学校その他の諸機関・諸団体並びに利用者及び住民との連携・協働により、地域の課題解決に資するよう努めるものとする。

3　都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握し、図書館情報資源の体系的な収集、整理、保存及び提供に努めるものとする。また、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための支援に努めるとともに、市町村立図書館及びその他の図書館並びに関係する諸機関との連携・協働を促進し、相互の図書館サービスの充実と向上に資するための調整並びにネットワークの形成に努めるものとする。

4　私立図書館は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的及び使命に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

5　図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、この基準を踏まえ、地域の実情に応じた事業及び図書館サービスの水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保、専門職としての適切な処遇並びに資質及び能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、必要な管理運営体制の整備に努めなければならない。

【改正の趣旨】

- 第 1 項について、「使命」を明示し、「専門的職員としての司書」、「適切な処遇」を位置付けるとともに、「援助」を「支援」へ改め、地方分権改革後の対等・協力の考え方を反映した。
- 第 2 項について、「資料」を「図書館情報資源」と言い換え、定義した。「知の記憶装置」を「記憶装置」と整理した。また、機能と役割を分け、「利用者区分」ではなく「機能」と「地域的役割」を示す構造へ整理したうえで、地域課題への対応及び連携・協働を明確化した。
- 第 3 項について、都道府県立図書館を「広域的コーディネーター」として位置付け、ネットワーク形成を明示し、基盤機能（資料・情報資源）と広域調整機能を分けた。地方分権改革後の「対等・協力」の考え方を反映した。
- 第 4 項について、私立図書館の自主性を尊重しつつ、公私共通の理念を示すため、総則全体で位置付けた「使命」と整合を図った。
- 第 5 項について、指定管理者制度等を採用する場合の設置者責任を明確化し、条件整備とサービス実施責任を整理した。

第一　総則

【現行】

四　連携・協力

1　図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。

2　図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

【改正案】

四　協力・連携・協働

1　図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、図書館情報資源の相互利用その他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。この場合において、地域の実情に応じて図書館機能を十分に発揮するため、地域内又は広域の複数の図書館並びに学校及び公民館その他の関係機関が緊密に連携・情報共有し、ネットワーク型図書館として機能するための取組に努めるものとする。

2　図書館は、前項の活動の実施に当たっては、利用者及び住民の学習要求への対応及び地域文化の醸成を図るため、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、幼稚園・保育所等の教育・保育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設等との連携に努めるものとする。また、文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）の趣旨を踏まえ、文字・活字文化の振興及び地域の活性化に資する民間団体及び民間事業者等との連携に努めるものとする。

3　図書館は、公共的活動の担い手として利用者及び住民等と協働し、政策形成及びサービス開発に関して、住民ニーズの把握を含めた検討・企画・実施・評価の各段階において共同して取り組むものとする。この際、住民の経験や知識を尊重し、図書館の専門性と住民の主体的参画を相互に活かすことにより、地域の課題解決及び学習機会の充実に資する協働の仕組みの形成に努めるものとする。

【改正の趣旨】

- 四の見出しについて、内容に合わせた順番の入れ替え、協働の追加を行った。
- 第 1 項について、単独の図書館では役割を果たすことが難しい場合、図書館システムを共同調達する等の工夫を想定して、ネットワーク型図書館として機能を追記した。

- 第 2 項について、幼稚園・保育所等を追加し、乳幼児期からの学びと読書活動への支援を明確化するとともに、文字・活字文化振興法の理念を反映した。また、有識者会議「報告書」に明記された書店等との連携を踏まえ、民間団体・民間事業者との連携の重要性を明確にした。
- 第 3 項は、住民を単なるサービスの受け手ではなく、「協働」の主体と位置付けるため、新設項目として立項し、政策形成から評価までの参画を明示した。

第一　総則

五　著作権等の権利の保護

【現行】

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

【改正案】

図書館は、その運営に当たって、職員及び利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令が定める条件に基づく利用に配慮しつつ、その規定する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

【改正の趣旨】

- 第 1 項について、近年、SNS や生成 AI などの方法で、図書館の運営に当たって著作権法その他関係法令に抵触する行動が無意識的に行われる事例があること、及び今後、第 31 条に基づく図書館等公衆送信補償金制度（公衆送信サービス）が進むことが予測されることから、一段強い表現にすることを提案する。
- 「職員や利用者」を「職員及び利用者」に改め、法令文として整理した。
- なお、著作権法第 31 条、第 37 条及びアクセシブルな資料提供等に関する事項については、「利用機会の普遍的な確保に資するサービス」において整理する。

第一　総則

六　危機管理

【現行】

1　図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2　図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

【改正案】

1　図書館は、災害、野生動物による被害、事故、事件、カスタマー・ハラスメント、サイバーセキュリティに対する脅威その他非常の事態による被害を防止し又は軽減するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、危機管理に関する手引書の作成及び更新並びに関係機関及び防災、防犯その他危機管理に関する専門的知見を有する者と連携した危機管理に関する対策、訓練及び研修の定期的な実施その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2　図書館は、利用者及び職員の安全の確保のため、防災上、防犯上及び衛生上必要な設備及び備品を適切に備えるよう努めるものとする。

【改正の趣旨】

- 「想定される事態」を削除し、想定外の危機にも対応できるようにした。
- 近年甚大化する災害のほか、野生動物被害、カスタマー・ハラスメント、サイバーセキュリティに対する脅威等を追加した。
- 手引書の「更新」、訓練に加え研修を追加した。
- 第 2 項について、利用者だけでなく職員の安全確保を明示した。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

1　管理運営

(一)基本的運営方針及び事業計画

【現行】

1　市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

2　市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3　市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

【改正案】

1　市町村立図書館は、その設置の目的及び使命を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、第一の四の３に定める趣旨に基づき、利用者及び住民その他の地域の関係者の参画を得て、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

2　市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標(以下「指標」という。)を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。この場合において、指標及び指標に係る目標の設定に当たっては、図書館の目的及び使命の達成状況を適切に把握できるよう努めるものとする。

3　市町村立図書館は、前二項の基本的運営方針並びに指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。この場合において、社会の変化や地域の実情に応じ、地域課題の解決や学習機会の充実に資する住民等との協働による取組、具体的な事業に関する事項等を明確に定めることが望ましい。

【改正の趣旨】

- 第一総則で整理した「設置の目的及び使命」を基本的運営方針に反映した。
- 利用者及び住民その他の地域の関係者の意見を把握し、地域における図書館の役割及び目標を共有することを位置付けた。
- 基本的運営方針と事業計画の策定に当たり、利用者及び住民その他地域の関係者の参画を促進することを明確化した。

- 指標及び目標の設定については、個別の評価項目を列挙するのではなく、図書館の目的及び使命の達成状況を適切に把握できることを重視する整理とした。
- 地域の多様な実情や図書館の役割に応じた柔軟な計画策定及び評価が可能となるよう配慮した。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

1　管理運営

(二)運営の状況に関する点検及び評価等

【現行】

1　市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の２の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2　市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会(法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。)の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、~~図書館の事業に関して~~学識経験~~のある~~者、~~図書館の~~利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3　市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4　市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

【改正案】

1　市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の２の目標及び事業計画の達成状況等に関し、自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。この場合において、評価の目的及び指標の意味を明確にし、その結果を運営の改善に活用することが望ましい。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価に当たっては、貸出冊数等の量的な側面に加え、役割や地域特性に応じた成果等の質的な側面も含めて行うことが望ましい。また、図書館協議会(法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。)の活用等により、学校・社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者、利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うとともに、図書館利用に障害を有する利用者の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。

3　改正なし

4　市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。なお、公表に当たっては、前二項の過程を具体的に示すことが望ましい。

【改正の趣旨】

- 第 1 項において、評価の目的及び指標の意味を明確化し、点検及び評価を図書館運営の改善につなげることを明示した。
- 第 2 項において、貸出冊数等の量的評価のみならず、図書館の目的及び使命の達成状況や地域特性に応じた成果等の質的な側面を踏まえた評価を位置付けた。また、利用者、住民、関係者及び第三者による評価に加えて、障害者基本法及び障害者権利条約の趣旨を踏まえ、図書館の利用に障害のある者の意見把握を明示した。
- 点検及び評価の結果のみならず、評価の方法や指標、運営改善の内容についても公表することを促し、評価の透明性及び説明責任の向上を図った。
- (一)基本的運営方針及び事業計画で位置付けた「図書館の目的及び使命」と、評価及び改善の仕組みとの連動を図った。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

1　管理運営

（三）広報活動及び情報公開

【現行】

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の~~定期的な~~刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

【改正案】

市町村立図書館は、当該図書館に対する利用者及び住民の理解と関心を高め、利用の促進及び協働の推進を図るため、広報紙等の刊行やインターネットをはじめとする多様なメディアの活用等により、積極的かつ計画的な広報活動並びに双方性のある情報交流を行うよう努めるものとする。この場合において、多様な住民が同じように情報を支障なく利用できるよう配慮し、図書館運営に関する情報の適切な公開に努めるものとする。

【改正の趣旨】

- 広報紙及びインターネット等に加え、情報通信技術の進展や利用者の情報取得手段の多様化に対応した広報活動を促進することとした。
- 利用者及び住民との関係性を重視する観点から、「住民の理解と関心」を「利用者及び住民の理解と関心」に整理した。
- 一方向の発信（お知らせ）だけでなく住民との双方向の視点を追加した。
- 情報のバリアフリー・アクセシビリティに関する配慮のため、多様な住民が情報を支障なく利用できるよう配慮することを明記した。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

1　管理運営

(四)開館日時等

【現行】

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

【改正案】

市町村立図書館は、利用者及び住民の利便性を向上し、利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や多様な生活時間や働き方に配慮するとともに、夜間・休日の開館等に努めるものとする。この場合において、電子図書館等のオンラインサービスの持続的な提供や開館時間外における資料の受取・返却環境の整備を図るほか、移動図書館を運行する場合は適切な周期による運行等に努めるものとする。

【改正の趣旨】

- 利便性向上に関わることとして、働き方への配慮、夜間休日等の開館、電子図書館等のオンラインサービスや時間外の資料の利用環境の整備について追記した。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

1　管理運営

(五)図書館協議会

【現行】

1　市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2　図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

【改正案】

1　改正なし

2　図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、公募による利用者及び住民、学校教育及び社会教育の関係者、関係機関及び関係団体、文化活動及び読書活動に関わる者、事業者等、地域の多様な関係者の参画を得るよう努めるものとする。

3　図書館協議会は、基本的運営方針、事業計画、運営の状況に関する点検及び評価その他図書館運営に関する事項について協議し、利用者及び住民の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

4　図書館協議会を設置しない場合においても、地域の実情に応じ、利用者及び住民等の意見を図書館運営に反映するための機会を設けることが望ましい。

【改正の趣旨】

- 地域の実情に応じ、利用者及び住民をはじめ、学校教育及び社会教育の関係者、関係機関・団体、文化活動及び読書活動に関わる者、事業者等、多様な関係者の参画を促進することを明確化した。
- 図書館協議会が、基本的運営方針、事業計画及び運営状況の評価等について協議し、利用者及び住民の意見を図書館運営に反映する役割を担うことを明示した。
- 図書館法に規定された図書館協議会の位置付けを踏まえつつ、地域との連携・協働及び住民参画の考え方を反映した。
- 図書館協議会を設置していない場合においても、利用者及び住民等の意見を図書館運営に反映する機会を確保することの重要性を明示した。
- 委員の人選については，公募による「住民及び利用者」という要素を付加した。既存の利用者団体等からの人選については，「地域の多様な関係者」という文言で含意される。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

1　管理運営

(六)施設・設備

【現行】

1　市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2　市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

【改正案】

1　市町村立図書館の設置者は、本基準に示すサービス水準を達成するため、図書館情報資源の開架・閲覧、保存、レファレンスサービス、集会・展示等に必要な施設及び設備を確保するとともに、用途に応じた空間区分や音環境への配慮等により、利用者の快適性及び利便性の確保に努めるものとする。また、図書館を新設又は改修等整備する場合は、明確な仕様等書類の提示に努めるとともに、構想・計画、設計、施工から運営に至る各段階において、利用者及び住民や関係機関のニーズを把握するよう努めるものとする。

2　市町村立図書館は、利用機会の普遍的な確保の観点から、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器その他図書館情報資源の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、必要なスペースの確保等に努めるものとする。

3　地域の実情に応じて図書館を複合施設として設置する場合は、この基準に示す図書館サービスの水準及び図書館の基本的機能を確保するとともに、複合化による相乗効果が得られるよう努めるものとする。

【改正の趣旨】

- 第 1 項の文末の「望ましい」は、施設整備にかかる計画、設計が住民の利益に直結するものであるため、「努めるものとする」とした。
- 「図書館資料」を「図書館情報資源」に改め、電子書籍その他の電磁的記録を含めた概念として整理した。

- 多様な利用目的に対応できる施設及び設備の整備に加え、用途別ゾーニング及び音環境への配慮を位置付けた。
- 新設時においては、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計及び施工から運営に至る各段階を通じて、利用者、住民及び関係機関の意見やニーズを把握することの重要性を明示した。
- 利用機会の普遍的な確保の観点から、アクセシビリティ及び利用環境の整備を明確化した。
- 第一総則及び「利用機会の普遍的な確保に資するサービス」で整理した考え方を、施設及び設備の側面から具体化した。
- 複合施設として整備される図書館が増加している現状を踏まえ、図書館サービスの水準及び図書館の基本的機能の確保並びに複合化による相乗効果の実現を位置付けた。また、複合施設を単独施設の代替として捉えるのではなく、地域の実情に応じた施設形態の一つとして位置付けた。
- また、施設整備や改修整備において、関係者に明確な仕様等書類を提示することは、工事におけるコンプライアンスを確保し、契約の透明性にも資することから、これを明記した。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

【現行】

2　図書館資料

（一）図書館資料の収集等

1　市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2　市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

【改正案】

2　図書館情報資源

（一）図書館情報資源の収集等

1　市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意し、図書、記録、逐次刊行物、視聴覚資料、電子書籍、データベースその他の図書館情報資源の収集、整理、保存、活用及び将来世代への継承に関する方針（以下「収集方針」という。）を定め、公表するよう努めるものとする。

2　市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館情報資源を計画的に整備するよう努めるものとする。この場合において、郷土資料及び地方行政資料（インターネット等で公表される電磁的記録を含む。）、地域住民や団体が発信した情報、電子書籍、新聞の全国紙及び主要な地方紙、視聴覚資料並びに障害の有無等にかかわらずアクセスが容易な資料等、多様な図書館情報資源の整備及び提供に努めるものとする。

3　市町村立図書館は、郷土資料及び地方行政資料等について、電子化、デジタルアーカイブ化その他の適切な方法により長期的な保存及び提供を図るとともに、自由な利活用や二次利用の促進等により、知識及び情報の継承並びに活用による「知の循環」を促すよう努めるものとする。

4　市町村立図書館は、前項までの目的を達成するため、大学、専門機関その他の各種団体等との連携・協働に努めるとともに、国又は都道府県等が提供するデジタル基盤やネットワーク等の広域的な活用を図ることが望ましい。

【改正の趣旨】

- 全般的に「図書館資料」を「図書館情報資源」に改めた。

- 第 1 項において、図書、記録、逐次刊行物、視聴覚資料、電子書籍、データベースその他の電磁的記録を含む概念として整理した。また、図書館情報資源が最初に登場する項目で具体例を示し、以後は「図書館情報資源」に統一する構成とした。
- 第 2 項において、ボーンデジタル資料、電子書籍及び地域住民が作成又は発信した情報を収集対象として位置付け、郷土資料及び地方行政資料の電子化に加え、デジタルアーカイブ等による保存及び提供を位置付けることで、第一総則で整理した「地域の情報拠点・記憶装置」としての役割を具体化した。
- また、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（いわゆる、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法案）の趣旨に則り、「等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができる」方策として「障害の有無等にかかわらず利用が容易な資料等」を明記した。
- 第 3 項を新規立項し、図書館情報資源の中でも特に郷土資料及び地方行政資料については、長期的なアクセスの保証及び活用を通じて、地域における知識及び情報の次世代への継承を図ることを明示した。
- 第 4 項を新規立項し、市町村単独での対応が困難な場合を想定し、関係機関との連携・協働並びに国又は都道府県等が提供する基盤の活用を位置付けた。また、実施手段を示す事項であるため、「活用を図ることが望ましい」と整理した。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

2　図書館資料

【現行】

（二）図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

【改正案】

（二）図書館情報資源の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、当該図書館の目的に沿った手段及び利用者の情報探索の特性に応じた方法を用いて図書館情報資源の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、電磁的記録を含む相互運用性にも配慮した統合的な書誌データの整備に努めるものとする。

【改正の趣旨】

- 「図書館資料」を「図書館情報資源」に改め、紙媒体及び電磁的記録を含む概念として統一した。
- 書誌データについては、紙媒体と電磁的記録を一体的に検索・利用できることを目的として、「相互運用性にも配慮した統合的な書誌データ」として位置付けた。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

3　図書館サービス

(一) 貸出サービス等

【現行】

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

【改正案】

1　市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度、複写サービス、インターネット等を利用したサービス及び電子書籍サービス等の運用により、利用者の多様な図書館情報資源に関する要求に的確に応えるよう努めるものとする。

2　市町村立図書館は、図書館の来館利用又は電子書籍サービス等の利用が困難な者に対して、開館日時にかかわらず利用することができるよう、郵送貸出、宅配サービスその他図書館外での貸出返却サービス等、地域の実情に応じた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【改正の趣旨】

- 貸出サービスの対象を紙媒体だけでなく電子書籍サービス等にも広げ、「インターネット等を介したサービス」も加筆することで、図書館情報資源の利用機会の拡大を図ることを明確にした。
- 「資料要求」を「図書館情報資源に関する要求」と整理し、第一総則との用語統一を図った。
- 第 2 項を新規立項し、障害、高齢、病気等の個別列挙は行わず、「来館利用又は電子書籍サービス等の利用が困難な者」と整理した。なお、利用機会の普遍的な確保に関する理念は、新(五)で包括的に整理しているため、本項では貸出サービスの運用に関する事項に重点を置いた。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

3　図書館サービス

(二) 情報サービス

【現行】

1　市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2　市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

3　市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

【改正案】

1　市町村立図書館は、商用データベース、インターネット等その他の情報通信技術の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、図書館情報資源の提供、紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実及び高度化に努めるものとする。また、レファレンスサービスの記録を蓄積し、他の図書館と共有することにより、円滑なサービス運用に活用することが望ましい。

2　市町村立図書館は、利用者及び住民の誰もが十分に図書館機能を活用できるよう、図書館の利用案内及びテーマ別の資料案内等を充実するとともに、容易に図書館情報資源へアクセスできる環境を整備し、情報サービスの充実に努めるものとする。

3　市町村立図書館は、利用者がインターネット等を利用して外部の情報へアクセスできる環境を提供するとともに、情報活用能力及び情報通信技術を適切に活用する能力の向上に資するため、多様な媒体を対象とした情報検索及び情報活用方法の提示その他必要な支援に努めるものとする。

4　市町村立図書館は、利用者の求めに応じ、必要な図書館情報資源へのアクセスを可能とするため、地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

【改正の趣旨】

- 貸出サービスの対象を紙媒体だけでなく電子書籍サービス等にも広げ、「インターネット等を介したサービス」も追記することで、図書館情報資源の利用機会の拡大を図ることを明確にした。
- 第 3 項に、情報活用能力及び情報通信技術を適切に活用する能力（メディア情報リテラシー）の向上に資することを明記した。
- レフェラルサービスは別のサービス体系であるため、第 4 項を新規立項して記述した。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

3　図書館サービス

(三)地域の課題に対応したサービス

【現行】

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア　就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ　子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ　地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

【改正案】

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題並びに地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、生涯学習の観点から、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、専門的な機関、多様な職種の者並びに利用者及び住民との連携・協働による仕組みづくりを通じて、次に掲げる分野に関する図書館情報資源の整備及び提供その他の図書館サービスの実施に努めるものとする。

ア　就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事及び学び直し

イ　子育て、教育、自立支援、健康・医療、福祉並びに法律・司法手続

ウ　地方公共団体の政策決定、地方議会、行政事務の執行及び改善並びにこれらに関する理解

【改正の趣旨】

- 目的と手段がより明確になるよう、「生涯学習の観点から」、「専門的な機関、多様な職種の者並びに利用者及び住民との連携・協働による仕組みづくりを通じて」を追記した。
- ア～ウの各項文末の「資料及び情報の整備・提供」は、本文に「次に掲げる分野に関する図書館情報資源の整備及び提供その他の図書館サービス」としてまとめた。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

3　図書館サービス

(四)利用者に対応したサービス

【現行】

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア（児童・青少年に対するサービス） 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ（高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の~~代読サービス~~の実施

ウ（障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

【改正の考え方】

利用者に対応したサービスは、ア～カを属性ごとに分けて列挙するのではなく、以下の2項目に整理する
新(四) 子どもの発達段階に対応したサービス
　ア(児童・青少年に対するサービス) 、エ(乳幼児とその保護者に対するサービス)、
新(五)利用機会の普遍的な確保に資するサービス
　イ(高齢者に対するサービス) 、ウ(障害者に対するサービス)、オ(外国人等に対するサービス)、
　カ(図書館への来館が困難な者に対するサービス)

【改正案】

新(四) 子どもの発達段階に対応したサービス

市町村立図書館は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成十三年法律第百五十四号)の趣旨を踏まえ、すべての子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)が家庭環境又は経済状況にかかわらず、自主的かつ自発的に読書活動を行い、それぞれの発達段階に応じた学びを得ることができるよう、地域の実情を踏ま

え、計画的な取組及び環境の整備を推進し、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。この場合において、市町村立図書館は、学校その他の関係機関への支援並びに連携・協働を行うとともに、子ども、その保護者等の意見又は要望をサービスに反映することが望ましい。

ア　図書館情報資源の整備

発達段階に応じた電子書籍その他の電磁的記録を含む子ども向け図書館情報資源並びに体験的な学びを支援する道具類の整備及び提供

イ　企画・展示

読み聞かせ、展示、読書活動に関する行事等の実施並びに保護者等を対象とした子どもの読書活動支援、講座及び展示等の実施

ウ　地域との連携・協働

教育・保育施設、学校及び学校図書館その他子どもの居場所となる関係機関との連携・協働による取組

エ　情報活用能力等の育成

子どもが主体的な学びを通じてメディア情報リテラシーを習得するための図書館情報資源及び学習機会の提供

オ　環境の整備

不登校児童生徒を含む子どもが安心して利用できる居場所としての環境並びに自主的かつ自発的な読書及び学習を支援する取組及び環境の整備

【改正の趣旨】

- 子どもの読書活動の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、子どもの発達段階に応じた図書館サービスを独立して位置付けた。
- 子どもの読書活動に加え、学び及び情報活用能力の育成を位置付けた。
- 家庭環境又は経済状況に左右されない読書及び学習の機会の確保を明示した。
- 学校、学校図書館、教育・保育施設その他の関係機関との連携・協働を位置付けた。
- 子ども、保護者等の意見又は要望の反映を位置付けた。
- 不登校児童生徒を含む多様な背景、属性又は特性を有するすべての子どもが安心して利用できる居場所としての環境整備を位置付けた。
- 「資料」を「図書館情報資源」に整理し、第一総則との整合を図った。

【改正案】

新（五） 利用機会の普遍的な確保に資するサービス

市町村立図書館は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）、文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成三十年法律第百号）の趣旨を踏まえ、あらゆる年齢、障害の有無、使用する言語、居住環境その他の状況にかかわらず、すべての利用者及び住民による図書館情報資源の利用機会の普遍的な確保に資するサービスの充実に努めるものとする。この場合において、図書館は、読書バリアフリーの推進を図るとともに、個々の利用者の必要に応じた合理的配慮の提供、利用しやすい形式による図書館情報資源の提供、情報通信技術の活用その他必要な措置を講じるよう努めるとともに、著作権法その他の関係法令に留意しつつ、次に掲げる事項その他必要なサービスの充実に努めるものとする。

ア　図書館情報資源の整備

利用者のニーズに応じた読書バリアフリーに資する点字資料、大活字本、録音資料、LL ブック、手話や字幕を付した映像資料、デイジー図書、アクセスが容易な電子書籍、外国語資料及び各国事情に関する資料その他利用しやすい形式による図書館情報資源の収集及び整備並びにインターネットを活用したデータベース等の活用並びに分かりやすい提供方法の工夫

イ　施設及び設備の整備

対面朗読の設備、読書支援機器及び補助具の整備、理解しやすい館内表示並びにやさしい日本語その他多言語による利用案内の作成及び提供等、利用しやすい施設及び設備の整備による読書及び情報へのアクセス機会の確保

ウ　人的支援及び利用環境の整備

手話、筆談及び情報通信技術の活用等による利用者とのコミュニケーションの確保、図書館利用に関する支援、本人の意思及び選択に基づく利用登録その他の手続について来館を要しない方法又は支援者等を通じて行う方法の整備、インターネット等を利用したサービスの提供体制の充実、移動図書館、宅配及び郵送貸出サービスその他の非来館型サービスの実施等、利用上の障壁を除去し、又は軽減するために必要な環境整備及びサービスの充実

エ　関係者及び関係機関との連携・協働

読書に困難のある利用者及び住民、福祉、教育、医療、多文化共生その他の関係機関及び関係団体並びに専門的知識を有する者等との連携・協働による読書バリアフリーサービスに関する計画の立案、実施及び周知並びに評価

【改正の趣旨】

- 前文において関係する法令を列挙し、趣旨を反映した。
- アにおいて、「資料・情報資源」を第一総則で整理した「図書館情報資源」に統一した。

- 「代読サービス」はその重要性を否定するものではないが、図書館サービスとしては対面朗読その他の読書支援として包括的に整理したうえで、削除した。
- イにおいて、「サイン」を「館内表示」に改め、法令文として整理した。利用機会の普遍的な確保の観点を明示した。
- ウにおいて、 来館困難者への対応、非来館型サービス、情報通信技術の活用等を利用機会の普遍的な確保に資する取組として整理した。また、本人の意思及び選択を尊重する考え方挿入した。
- エにおいて、読書バリアフリー法の考え方を踏まえ、関係機関及び関係団体との連携・協働を位置付けた。また、福祉、教育、医療、多文化共生等の分野との横断的な取組を推進する観点から整理し、読書バリアフリーサービスの実施及び周知を支える協働の仕組みを明確化した。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

3　図書館サービス

（五）多様な学習機会の提供

【現行】

1　市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
2　市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

【改正案】

新（六）多様な学習機会の提供

1　市町村立図書館は、利用者及び住民の多様性を包摂しつつ、生涯にわたって自主的かつ自発的な学習活動、創造的活動及び学び直しができるよう支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校及び学校図書館、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催し、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

2　市町村立図書館は、利用者及び住民のメディア情報リテラシーの向上並びに情報格差の解消を支援するため、地域の多様な活動主体と連携・協働して必要な学習機会の提供に努めるものとする。

3　市町村立図書館は、前二項の活動を支援するため、学習活動のための施設及び設備の供用、図書館情報資源の提供並びに居場所としての取組等を通じて、その活動環境の整備に努めるものとする。

【改正の趣旨】

- 第 1 項において、生涯学習の趣旨を追記した。また、学校図書館を明記した。
- 第 2 項において、地域の多様な活動主体と連携・協働を追記した。
- 第 3 項を新規立項し、前 2 項に資する施設・設備、図書館情報資源、居場所としての環境整備を明記した。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

3　図書館サービス

(六)ボランティア活動等の促進

【現行】

1　市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、~~代読サービス~~等の多様な~~ボランティア~~活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2　市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

【改正案】

新(七) ボランティア活動等の促進

1　市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動が、利用者及び住民等による学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることに鑑み、読み聞かせ等の多様な活動の機会及び場所を提供するよう努めるものとする。

2　市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会及び場所に関する情報の提供並びに当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

【改正の趣旨】

- 第1項において、ボランティア活動に加え、利用者及び住民等による自由な社会貢献活動を位置付け、図書館における活動を、学習成果を地域社会へ還元する機会として整理した。
- 「代読サービス」はその重要性を否定するものではないが、新(五)「利用機会の普遍的な確保に資するサービス」において、対面朗読その他の読書支援として包括的に整理したため、本項目からは削除した。
- 第一総則で整理した「協働」の考え方を踏まえ、利用者及び住民等の主体的な参画を通じた図書館サービスの充実を位置付けた。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

4　職員

(一)職員の配置等

【現行】

1　市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2　市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の２に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。

3　市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4　市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

【改正案】

1　市町村の長又は市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責に鑑み、図書館サービスに関する見識並びに図書館の経営及び行政に必要な知識、経験及び能力を有するとともに、司書となる資格を有する者の任命に努めるものとする。

2　市町村の長又は市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的な図書館サービスを継続的かつ安定的に実施し、その向上を図るため必要な数の司書及び司書補を確保するよう、積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、専門性に配慮した任用その他必要な措置に努めなければならない。また、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質及び能力の向上を図る観点から、第一の四の２に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。

3　市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、図書館サービスの実施に必要な技能を有する職員を置くものとする。

4　市町村立図書館は、ニーズの多様化及び高度化に対応し、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を求めるよう努めるとともに、その活用及び配置に必要な体制の整備に努めるものとする。

【改正の趣旨】

- 2019 年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第9次地方分権一括法案)により、図書館、博物館、公民館等の公立社会教育施設について、自

治体の判断によって教育委員会から首長部局へ移管可能とすることが盛り込まれた。この地方分権改革により図書館行政の所管が教育委員会以外に置かれる場合があることを踏まえ、「市町村教育委員会」に加えて「市町村の長」を位置付けた。

- 館長について、図書館サービス及び事業に関する見識並びに図書館経営及び行政に関する知識及び経験を有し、かつ司書資格を有する者の任命を促進する観点から、「任命することが望ましい」から「任命に努めるものとする」に改めた。
- 司書及び司書補について、専門的な図書館サービスを継続的かつ安定的に実施し、その向上を図る観点から、積極的な採用及び専門職としての処遇改善の重要性を明確化した。
- 「報告書」において示された司書配置及び専門性向上の方向性を踏まえ、司書及び司書補の確保について「努めなければならない」とし、設置者の責務を強化した。
- 第一総則で位置付けた「専門的職員としての司書」の考え方を具体化するとともに、人事交流を通じた資質及び能力の向上を位置付けた。
- 継続的な図書館サービスの実施及び向上に対応するため、司書及び司書補に加え、多様な技能を有する職員の配置の重要性を明示した。
- 図書館サービスへのニーズが多様化高度化している現状を踏まえ，外部の専門的分野への協力を求めるだけでなく，人材として配置することも視野に入れた体制の整備を含むものとした。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

4　職員

(二)職員の研修

【現行】

1　市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2　市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

【改正案】

1　市町村の長又は市町村立図書館は、司書、司書補その他の職員の資質及び能力の向上を図るため、関係機関・団体や多様な専門的知識を有する者との連携及び協働の下、継続的かつ計画的な研修の実施並びに人材育成に関する方針等の策定に努めるものとする。

2　前項の研修等の実施に当たっては、情報化・国際化の進展等社会の変化に対応するため、次に掲げる事項その他の知識及び技能の習得に努めるものとする。

ア　利用機会の普遍的な確保及び多文化共生

イ　デジタル技術を活用した業務の効率化及びサービスの向上

ウ　客観的な根拠に基づく図書館サービスの分析及び評価

エ　行政運営、財政及び法制執務

3　市町村立図書館は、研修や実務を通じて得られた知見及びノウハウが館内で適切に共有され、図書館の円滑な運営並及びサービスの改善向上に還元されるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

4　市町村の長又は市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質及び能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修、民間団体等が実施する認定資格並びに必要な研修への参加を促進するよう努めるものとする。また、館長、司書、司書補その他の職員に対して業務に関連する資格の取得を推奨することが望ましい。

【改正の趣旨】

- 第一総則で整理した「計画的な人材の確保及び育成」の考え方を具体化し、変化する社会環境や図書館サービスに対応できる人材育成の推進について記述する。
- 第 1 項は、関係機関、関係団体及び多様な専門職との連携・協働による研修の重要性を位置付けた。
- 第 2 項は、研修の目的、習得すべき領域について、具体的な例示を箇条書きとした。

- 第 3 項を新設し、人材育成指針の策定及び研修成果の館内共有を位置付け、組織として知見を蓄積し活用することを明記した。
- 第 4 項は、図書館行政の所管が教育委員会以外となる場合にも対応できるよう、「市町村の長又は市町村教育委員会」とした。また、民間の認定資格を含む専門的資格の取得を奨励し、図書館職員の専門性向上を図ることを明確化した。

第二　公立図書館

二　都道府県立図書館

【現行】

1　域内の図書館への支援

1　都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア　資料の紹介、提供に関すること

イ　情報サービスに関すること

ウ　図書館資料の保存に関すること

エ　郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ　図書館の職員の研修に関すること

カ　その他図書館運営に関すること

2　都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

3　都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

【改正案】

1　域内の図書館への支援・連携

1　都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、域内の市町村立図書館（図書館未設置市町村にあっては公民館図書室）及び類似の施設、学校図書館等（以下「域内の図書館」という。）の求めに応じ、それらの図書館への支援及び協働による環境構築に努めるものとする。

ア　図書館情報資源の紹介及び提供に関すること

イ　情報サービスに関すること

ウ　図書館情報資源の保存に関すること

エ　郷土資料及び地方行政資料の電子化並びにこれらの活用に関すること

オ　図書館の職員の研修に関すること

カ　その他図書館運営に関すること

2　都道府県立図書館は、域内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

3　都道府県立図書館は、域内の図書館の相互協力の促進等に資するため、域内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

4　都道府県立図書館は、域内の図書館との連携協力を推進するため、広域デジタル基盤の整備及び活用に努めるものとする。

5　都道府県立図書館は、域内全体の図書館サービスの計画的な発展に資するよう努めるものとする。

【改正の趣旨】

- 全体を通じて、「当該都道府県内の図書館」を「域内の図書館」に整理した。また、前項までのルールに従い、「図書館情報資源」で統一した。
- エに関して、「郷土資料及び地方行政資料の電子化」に加え、その活用の観点を追加した。
- 第 4 項は、有識者会議の「報告書」で求められた。広域のデジタル基盤に言及するため、新規立項した。「デジとしょ信州」や「デジタルアーカイブ福井」のような、広域自治体内の機関が共同して利用できるデジタルプラットフォームを想定するが、「域内図書館の総合目録」や「文献データベース」等も想定される。具体的には『手引き（仮称）』で言及する予定。
- 第 4 項の新設に伴い、見出しに「連携」を追記した。
- 第 5 項は、有識者会議の「報告書」で言及された都道府県立図書館のリーダーシップの発揮や、都道府県立図書館による計画的支援を盛り込むため、新規立項した。

第二　公立図書館

二　都道府県立図書館

2　施設・設備

【現行】

都道府県立図書館は、第二の二の６により準用する第二の一の１の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア　研修

イ　調査研究

ウ　市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

【改正案】

都道府県立図書館は、第二の二の６により準用する第二の一の１の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア　研修

イ　調査研究

ウ　域内の図書館の求めに応じた資料保存等

【改正の趣旨】

- ウの「市町村立図書館」は、図書館を設置していない市町村も存在することから、域内の図書館とした。

第二　公立図書館

二　都道府県立図書館

3　調査・研究

【現行】

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

【改正案】

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営に係る地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。また、都道府県立図書館は、その調査研究の成果を政策形成・事業改善につなげることが望ましい。

【改正の趣旨】

- 調査研究の実施に重点が置かれているが、調査研究は実施そのものではなく、その成果を図書館運営や図書館サービスの改善に結び付けることが重要であるため、追記した。

第二　公立図書館

二　都道府県立図書館

【現行】

4　図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の６により準用する第二の一の２に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア　市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ　高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

【改正案】

4　図書館情報資源

1　都道府県立図書館は、第二の二の６により準用する第二の一の２に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア　市町村及び市町村立図書館等の要求に十分に応えるための図書館情報資源の整備

イ　高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する図書館情報資源の目録・索引等の整備及び配布

2　都道府県立図書館は、地域社会に大きな影響を及ぼした事故・災害その他の出来事について、その記録と教訓を後世に継承するとともに、地域の諸施策に活用できる知的基盤の形成に資するため、関連する図書館情報資源について計画的な収集、保存及び活用を図るとともに、市町村立図書館その他の関係機関と連携し、その散逸の防止及び継承に努めるものとする。

【改正の趣旨】

- 「資料及び情報」を「図書館情報資源」に変更。
- 第２項を新規立項し、地域社会に大きな影響を与えた災害その他の出来事に関する資料及び情報を収集・保存し、その記録と教訓を後世に継承する機能を都道府県立図書館の役割として位置付ける。これは、郷土資料の保存及び地域の知的基盤形成という都道府県立図書館の役割とも整合する。

第二　公立図書館

二　都道府県立図書館

5　職員

【現行】

1　都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の６により準用する第二の一の４の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3 及び４に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2　都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

【改正案】

1　都道府県の長又は都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の６により準用する第二の一の４の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3 及び４に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2　都道府県の長又は都道府県教育委員会は、域内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、国及び関係機関その他の関係団体と連携を図りながら、都道府県に求められる役割に応じて必要な研修を行うよう努めるものとする。

【改正の趣旨】

- 2019 年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第9次地方分権一括法案)により、図書館、博物館、公民館等の公立社会教育施設について、自治体の判断によって教育委員会から首長部局へ移管可能とすることが盛り込まれた。これを受けて、都道府県立図書館の所管が知事部局に移行したケースがあることを踏まえ、「都道府県及び」を追記した。

- 都道府県立図書館に求められる機能を果たすためには、市町村図書館と同様の専門性に加えて、都道府県立図書館に特有の専門性を高める必要があり、広域自治体の役割として非常に重要である。各都道府県が個別にできる事には限りがあるため、国及び関係機関その他の関係団体と連携を図ることを明記した。

第二　公立図書館

二　都道府県立図書館

6　準用

【現行】

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

【改正案】

改正なし

第三　私立図書館

【現行】

一　管理運営

1　運営の状況に関する点検及び評価等

1　私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2　私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

3　私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4　私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

5　広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

6　開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

7　施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二　図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三　図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四　職員

1　私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

2　私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

【改正案】

一　管理運営

改正なし

二　図書館情報資源

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館情報資源を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三　図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。その際、図書館の利用に障害のある者が当該図書館を利用できるよう、必要な環境の整備に努めるとともに、合理的配慮を提供するものとする。

四　職員

1　私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

2　私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保するとともに、多様な機関の職員との交流及び連携を図ることが望ましい。

【改正の趣旨】

- 私立図書館に関しては、前回改正時における意見等も踏まえて自主性に配慮する必要がある。
- 二章について、「図書館資料」を「図書館情報資源」に改め、紙媒体及び電磁的記録を含む概念として統一した。
- 三章について、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第65号）の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、図書館サービスに関する規定に合理的配慮を追加した。
- 四章について、職員の交流・連携を追記した。